⑵　申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

①　特定建設工事共同企業体協定書（乙）（６⑷の条件を満たすものに限る。）の写し

②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建設工事）」（平成29年９月19日付け支出負担行為担当官中国地方整備局長）に示すところにより交付する説明書の別記様式２と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月３日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤に該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成28年10月３日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成については、次の条件を満たす、「鋼橋上部工事（鋼製下部工を含む）を１社」と「橋梁下部工事（鋼製下部工を除く）を１又は２社」で分担する最大３社までの組み合わせとする。

①㋐　鋼橋上部工事（橋梁下部工事の主構造が鋼構造である場合で、鋼製下部工の施工を担当する場合を含む）を担当する構成員は、中国地方整備局における平成29・30年度「鋼橋上部工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者については、手続き開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

㋑　橋梁下部工事（橋梁下部工事の主構造が鋼構造である場合で、鋼製下部工の施工は除く）を担当するすべての構成員は、中国地方整備局における平成29・30年度「一般土木工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者については、手続き開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

また、認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,000点以上であること（上記㋑の再認定を受けた者にあっては、再認定の際に、経営事項評価点数が1,000点以上であること。）。

②　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から優先交渉権者選定の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。

①　次に掲げる同種工事の工事施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち手続開始の公示に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が手続開始の公示に示す点数未満のものを除く。）。

１）鋼橋上部工事の施工を担当する構成員（橋梁下部工事の主構造が鋼構造である場合で、鋼製下部工の施工を担当する場合も含む）にあっては、平成14年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の㋐～㋓の全ての要件を満たす工事の施工実績を有すること。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が鈑桁橋・単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が30m以上であること。

㋓　架設工法が下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法

・トラッククレーンステージング工法

ただし、㋐～㋓は同一工事であること。

２）橋梁下部工事の施工を担当するすべての構成員（橋梁下部工事の主構造が鋼構造である場合は、鋼製下部工の施工は除く）にあっては、平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の㋐～㋑の全ての要件を満たす工事の施工実績を有すること。

㋐　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚であること。

㋑　基礎形式が場所打ち杭（深礎杭は除く）であること。

ただし、㋐～㋑は同一工事であること。

②　鋼橋上部工事を担当する構成員（橋梁下部工事の主構造が鋼構造である場合で、鋼製下部工の施工を担当する場合を含む）は、建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

橋梁下部工事を担当するすべての構成員（橋梁下部工事の主構造が鋼構造である場合は、鋼製下部工の施工は除く）は、建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　各構成員は、それぞれ、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として当該建設工事に専任で配置できること。

ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

⑶　代表者要件

特定建設工事共同企業体の代表者は、鋼橋上部工事を担当する者とする。

⑷　特定建設工事共同企業体の協定

特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11年１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」を準用するものとする。